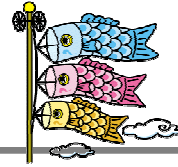




法務ページ・かわら版

平成 22 年(2010 年) 5 月 1 日号 VOL.25
【江戸時代の鯉のぼりは黒一色だけ。東京オリンピックをきっかけに現在のカラフルな鯉のぼりが登場した】



平成 22 年
第 25 号

こんにちは。5月になろうかというのに、なかなかコタツがしまえない、肉厚はあるわりに寒がりな行政書士・社会保険労務士の妹尾です。

昨年のGWは仕事をしていました。「今年こそは！」と意気込んでいましたが、結局、仕事となりそうです。

でも、1日だけは、久しぶりに家族でデイキャンプへ行く予定です。実は私、キャンプより、キャンプの準備をしているほう楽しいんです。

皆さんはどのようにお過ごしになるのでしょうか？
それでは今月も事務所通信をお届けします。



妹尾 悟

せのお家★家族4人の日記 ~Vol.20~ 「菜の花・お花見会へ行ってきました」



プロジェクトゆい◎(まーる)の「菜の花お花見会」へ子供たちと参加してきました。場所は神石郡三和町。

ここにはプロジェクトゆい◎の菜の花を植えた畑があります。その隣の芝生広場で菜の花を見ながらお花見です。食事は、あらかじめ用意してあった材料を元に、パスタ、お好み焼き、ちらし寿司、だんご等料理には必ず菜の花を材料として一品を加え、各班に分かれ作りました。あいにくの曇り空でしたが、やはり、みんなで作って食べるとおいしいですね。

★2分でわかる！ ほう～務事典 「遺言書には必ず付言事項を加える」

遺言書というと、財産を誰々に譲るといったことだけを書くものと思いがち。

しかし、遺言書には、「付言(ふげん)事項」といって、遺言書の本文が財産の譲渡や身分関係の指定をする部分であるのに対し、遺言を書いた人の思いや願いなど伝えたいメッセージを書くこともできます。

では、具体的にどういったことを書くのでしょうか。

例えば、なぜそのような財産分割の指定をしたのかという理由、あるいは遺言書を通じ、長年連れ添った妻や夫への感謝のメッセージ、また、葬儀は質素にしてほしい等を書きます。

ただし、注意しておきたいのが、付言事項に書いた内容は、法的な拘束力がありません。してほしいことを書いた場合、してもらえるかどうかは、遺言書を読んだ相続人に委ねられることになります。

したがって、できれば、あらかじめ相続人となる方へ、自分がしてほしいことについて話しをしておき、改めて、遺言書にも書いておくほうが実行してもらえる可能性が高まります。

この「付言事項」ですが、実はあまり知られていません。「付言事項」は書いても、書かなくてもよいのですが、「付言事項」があることで、遺言書を読んだ妻や夫、子供など家族へ思いが伝わり、相続争いが起こりにくくなるのではと思います。



お急ぎの方は、電話 090-4574-0682 までどうぞ

お電話の受付時間●毎日・午前9時～午後7時 FAX050-1188-2050(24時間受付)

健康保険には、医療費が高額になったとき、高額療養費が支給されるまでの間、無利子で貸付を受けることができる制度があります。

前回、説明しました「高額療養費」は「同一月に支払った医療費が、一定の自己負担限度額を超えた場合に本人の申請により支給されますが、医療機関等から提出された診療報酬明細書(レセプト)の審査を経て行いますので、決定に約3~4ヶ月かかります。」

そのため、全国健康保険協会の給付に、「当座の医療費の支払いに充てる資金として、高額療養費支給見込額の8割相当額を無利子で貸付を行う制度」があります。(「協会けんぽ」のホームページより)

それが、「高額医療費貸付制度」です。

よく勘違いするのが、字面だけを見て、「貸付」とあるので、病院にかかる前に医療費を貸してくれるのかと思ってしまうのですが、あくまで病院にかかった後、高額療養費として支給される部分についての貸

付となります。

●申請する際の提出書類は以下

- ・ 医療機関(病院等)の発行した、保険点数(保険診療対象総点数)のわかる医療費請求書
- ・ 被保険者証又は受給資格者票等(原本提示・郵送の場合はコピー)
- ・ 高額医療費貸付金借用書(窓口にあります)
- ・ 高額療養費支給申請書 (")

高額療養費は、支給されるまで4ヶ月ほどを要します。約8万円を超える自己負担額が返ってくるとはいえ、期間が長いと、その間の生活に負担を強いられるかもしれません。

その場合、この「高額医療費貸付制度」を使うと、現金で支払う額が少なくなるので、非常に便利な制度です。

事/務/所/日/誌

No.20

●外部セミナーで講師を務めました

4月20日、事務所のお客様のご厚意でセミナーの講師を務めさせていただきました。

今まで、講師は何度かしてまいりましたが、外部で講師をさせていただくのは初めてのこと。「成年後見制度」について、地元長寿クラブの皆さまに約40分間、講演をさせていただきました。

短い時間の中で、成年後見制度について、どこまで理解していただけるか、不安もありましたが、終了後は主催されたお客様から「バッチリ」ですというお声をかけていただき、ホッとひと安心。いい緊張感のなかで、とてもよい経験をさせていただきました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

私の独立開業物語 ~Vol.2~

「会社で命じられた資格取得が…」

8、9年前、会社勤めをしていたとき、強制的に資格をとるよう命じられたことがあります。その資格とは「衛生管理者」です。50人以上の従業員がいる事業所へ必ず配置しなければなりません。

第一種と第二種があり、不運なことに出題範囲の広い方の第一種衛生管理者をとることに。もし、資格がとれなかったら「クビ」とまで言われたので必死で勉強しました。(もちろん、そんなことはできませんが。)1ヶ月間、眠気と戦いながら、休みの日も勉強しました。

結果は…、なんと1回で合格。

このとき体験が次の新たな資格へとチャレンジするきっかけとなったのです。その資格とは……。

つづく



●ホームページは「行政書士 せのお」で検索してください。すぐに、アクセスできます。

ホームページ <http://www.senojimu.net/>